

工事安全対書

1. 工事箇所には、関係者以外の者の立入を禁止する。
2. 工事箇所には、消火器を配備し安全に万全を期す。
3. 工事箇所及びその周辺は、整理整頓し、不要な可燃物等は置かない。
4. 初期消火体制の万全を図るため、消火器の増強、有効配置に努め工事関係者においても、消火器の使用方法について熟知させる。
5. やむを得ず火気及び火花の発生する工事を行う場合は、屋外の安全なところで行う。
6. 工事中は、工事責任者と危険物保安監督者が十分な打ち合わせをして、事故の無いようにする。
7. 工事中は、危険物保安監督者または、その職務を代行するものが、1名以上立合いをする。
8. 工事区域内での喫煙は、一切禁止する。
9. 毎日の作業終了時には、付近の点検をして火気等の有無の確認をする。
10. 緊急の場合には、速やかに消防署へ連絡をする。
11. 本工事内容は従業員に周知徹底する。